

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓令
職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 三五
- 告示
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程 三五
- 県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程 三五
- 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件四件 三五
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三五
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 三九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四〇
- 道路の区域を変更する件 四〇
- 福島県選挙管理委員会
不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 四一

訓 令

福島県訓令第十六号

本庁機関 出先機関
職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」という。）がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員のうち「福島市飯野町字後川一〇番地の二」を「相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢五八〇番地一」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年七月一日から施行する。

（行政経営課）

告 示

福島県告示第四百二十四号

県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二十二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、四七五円」を「四、六八八円」に、「一三、〇〇五円」を「一三、二〇七円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、〇三〇円」を「五、一七三円」に、「一三、〇〇五円」を「一三、二〇七円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、五八五円」を「五、七二八円」に、「一三、五七三円」を「一三、五八九円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、〇六九円」を「六、一三九円」に、「一六、一九二円」を「一六、三二二円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、四七五円」を「六、五七二円」に、「一八、六八〇円」を「一八、八〇三元」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「六、七二九円」を「六、七五〇円」に、「二一、四七二円」を「二一、三五五円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「六、六五四円」を「六、八六五円」に、「三三、九八四円」を「三三、九二四円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、四七四円」を「六、七三八円」に、「二五、一九一円」を「二五、二一四円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「五、八七八円」を「六、〇五七円」に、「二四、一三九円」を「二四、七四七円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、七三一円」を「四、九一六

円」に、「一九、三八五円」を「一九、九三五円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、九九一元」を「一五、五七九円」に改め、同表七十歳以上の項中「一三、〇〇五円」を「一三、二〇七円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年六月二十八日から施行する。
- 2 この規程（本則の表四十歳以上四十五歳未満の項中「二二、四七二円」を「二二、三五五円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「二三、九八四円」を「二三、九二四円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、九九一元」を「一五、五七九円」に改める部分を除く。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日以前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 この規程（本則の表四十歳以上四十五歳未満の項中「二二、四七二円」を「二二、三五五円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「二三、九八四円」を「二三、九二四円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、九九一元」を「一五、五七九円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十八年六月二十八日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日以前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第四百二十五号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一〇四、五七〇円」を「一〇四、九五〇円」に、「五六、七九〇円」を「五七、〇三〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五二、二九〇円」を「五二、四八〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二八、五二〇円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年六月二十八日から施行する。
- 2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日以前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第四百二十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十八年年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 受付期間 平成二十八年七月一日（金）から同年九月八日（木）まで
- 二 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査	平成二十八年九月十七日（土）
口述試験 身体検査	平成二十八年九月二十五日（日）から同年十月一日（土）までの間の指定する一日

三 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号

福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区菅浜字渠掛場四十五番地 百十二号
白河市産業プラザ人材育成センター	白河市字中田百四十番地

2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

平成二十九年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

平成二十九年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

六 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一一九一九
（災害対策課）

福島県告示第四百二十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十八年年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（女子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

平成二十八年七月一日（金）から同年九月八日（木）まで

二 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 口述試験 適性検査	平成二十八年九月二十四日（土）

身体検査

三 試験予定会場

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

平成二十九年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

平成二十九年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

六 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一一九一九
（災害対策課）

福島県告示第四百二十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十八年年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

平成二十八年七月一日（金）から同年九月八日（木）まで

二 採用の区分

一般曹候補生

三 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験（国語、数学、英語及び作文） 適性検査	平成二十八年九月十七日（土）

1 第一次試験

2 第二次試験（第一次試験の合格者のみ行う。）

試験種目	試験期日
口述試験 身体検査	平成二十八年十月六日（木）から同月九日（日）までの間の指定する一日

四 試験予定会場

1 第一次試験

名称	位置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区菅浜字巢掛場四十五番地百十二号
白河市産業プラザ人材育成センター	白河市字中田百四十番地

2 第二次試験

名称	位置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十九年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十九年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自

衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六一―一九一九
（災害対策課）

福島県告示第四百二十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十八条の規定により、平成二十八年年度第四次募集期における海上自衛隊及び航空自衛隊の二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

平成二十八年七月一日（金）から同年九月八日（木）まで

二 採用の区分

航空学生

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、英語及び地理歴史、公民又は理科のうちから一科目選択） 適性検査	平成二十八年九月二十二日（木）

2 第二次試験等

四 試験予定会場

1 第一次試験

名称	位置
クラッセふくしま	福島市三河南町一番二十号
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七番地七号

2 第二次試験等
第一次試験合格者に対して別に示す。

5 採用時期
平成二十九年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十九年四月一日現在で十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成二十九年三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者を含む。）、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（平成二十九年三月三十一日までにこれに該当する見込みのある者を含む。）及び高等専門学校において第三学年の課程を修了した者（平成二十九年三月までに高等専門学校において第三学年の課程を修了見込みの者を含む。）のうち、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十八年六月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイユーエイト白河店 福島県白河市立石十八番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ダイユーエイト

代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一

住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ダイユーエイト

代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一

住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年二月十八日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千四百五十九平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百六十三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 二十五台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 八十八平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 二十八立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前七時

(二) 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 一か所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十八年六月十七日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつた。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称		住所又は所在地		貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地		認可申請年月日																											
小坂アグリ株式会社	伊達郡国見町新泉田二〇八	伊達郡国見町新泉田一ほか一筆	平成二八年六月一日	農事組合法人入方ファーム	白河市田島薊田二〇	白河市借宿神田五二一ほか九筆	同日	佐藤牧場株式会社	西白河郡西郷村大字鶴生字下原一八	西白河郡西郷村大字鶴生字追原二五六	同日	山内 健一	喜多方市慶徳町松舞家字木曾ノ原七七一	喜多方市慶徳町豊岡字上江四五	同日	椎野 惣一	河沼郡会津坂下町大字高寺字窪倉二八七	河沼郡会津坂下町大字高寺字坂ノ下一七二一ほか三十六筆	同日	齋藤 文範	河沼郡会津坂下町大字見明字村中一四五	河沼郡会津坂下町大字見明字中田一九二ほか六筆	同日	佐藤 武喜	河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一八	河沼郡会津坂下町大字長井字新田東三三二一ほか十筆	同日	株式会社アールス古川	河沼郡会津坂下町大字字内字北中甲一八〇七	河沼郡会津坂下町大字字内字山子乙六九二ほか十筆	同日	木村 行男	河沼郡会津坂下町大字東原字赤沼四三一ほか十	河沼郡会津坂下町大字東原字赤沼四三一ほか十	同日

福島県告示第四百三十二号

(農業担い手課)

株式会社 T. Farming	河沼郡会津坂下町大字五香字館四三七	河沼郡会津坂下町大字五香字寺内一三三ほか十二筆	同日	有会社 しんかい農耕	河沼郡会津坂下町大字新開津字村内三〇	河沼郡会津坂下町大字福原字中田一七四ほか十一筆	同日	有会社 藤川農産	河沼郡会津坂下町大字片門字片門甲五〇	河沼郡会津坂下町大字片門字下ノ平四三一五ほか十四筆	同日	五十嵐 義徳	河沼郡会津坂下町大字長井字横岩四六〇九一三二	河沼郡会津坂下町大字長井字横岩四六〇九一五四ほか十六筆	同日	有会社 グリーンファーム	大沼郡昭和村大字下中津川字宮田二五四八	大沼郡昭和村大字松山字上新田六一一ほか二筆	同日	有会社 グリーンサービス	大沼郡会津美里町鶴野辺字家ノ前甲六〇二	大沼郡会津美里町鶴野辺字松ノ目新田二四ほか十一筆	同日	遠藤 美恵	南相馬市原町区金沢字水神崎一〇二	南相馬市一時利用地金沢北泉三ほか十八筆	同日	株式会社アグリサービス そうま	南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内一五二	南相馬市一時利用地金沢北泉一三三ほか四十六筆	同日	ごろくファーム 株式会社	南相馬市原町区金沢字西山五六	南相馬市一時利用地金沢北泉九ほか五十七筆	同日
-----------------	-------------------	-------------------------	----	------------	--------------------	-------------------------	----	----------	--------------------	---------------------------	----	--------	------------------------	-----------------------------	----	--------------	---------------------	-----------------------	----	--------------	---------------------	--------------------------	----	-------	------------------	---------------------	----	-----------------	-------------------	------------------------	----	--------------	----------------	----------------------	----

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大玉土地改良区から平成二十八年六月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十八年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 国見線	伊達市梁川町大字八筋 一一七番一地从先から 同 市梁川町大字大縮 五番一地从先まで	変更前	九・五〇 一七・九	一八〇・〇
		変更後	A 九・五〇 B 六九・〇 一一・〇〇 三四・〇	一八〇・〇 一九三・〇

（道路計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変更前	日東病院
変更後	医療法人社団ときわ会日東病院
変更年月日	平成二十八年四月一日